

秋田市告示第230号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分した予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和5年8月30日

秋田市長 穂 積 志

専決第33号

専 決 処 分 書

令和5年度秋田市一般会計補正予算（第4号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和5年7月27日

秋田市長 穂 積 志

令和5年度秋田市一般会計補正予算（第4号）

令和5年度秋田市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,744,657千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148,786,185千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の追加は、「第2表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
12	地方交付税	21,767,000	396,541	22,163,541
	1 地方交付税	21,767,000	396,541	22,163,541
16	国庫支出金	28,002,271	662,029	28,664,300
	1 国庫負担金	20,597,963	166,352	20,764,315
	2 国庫補助金	7,331,503	495,677	7,827,180
17	県支出金	10,510,014	8,601	10,518,615
	1 県負担金	6,689,310	8,601	6,697,911
20	繰入金	4,358,676	1,006,599	5,365,275
	2 基金繰入金	4,097,747	1,006,599	5,104,346
21	繰越金	823,167	637,887	1,461,054
	1 繰越金	823,167	637,887	1,461,054
23	市債	13,463,400	33,000	13,496,400
	1 市債	13,463,400	33,000	13,496,400
	歳 入 合 計	146,041,528	2,744,657	148,786,185

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	13,777,318	42,308	13,819,626
	1 総務管理費	11,909,690	25,512	11,935,202
	2 徴税費	1,001,411	16,796	1,018,207
3	民生費	56,350,253	263,424	56,613,677
	5 災害救助費	750	263,424	264,174
4	衛生費	14,364,286	1,187,656	15,551,942
	2 保健所費	4,493,902	196,302	4,690,204
	3 清掃費	6,505,527	991,354	7,496,881
11	災害復旧費	5	1,251,269	1,251,274
	1 農林水産施設災害復旧費	2	337,800	337,802
	2 公共土木施設災害復旧費	1	725,470	725,471
	3 教育施設災害復旧費	2	187,999	188,001
	歳 出 合 計	146,041,528	2,744,657	148,786,185

第2表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
教育施設災害復旧費	千円	千円 33,000	千円 33,000	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	13,463,400	33,000	13,496,400			